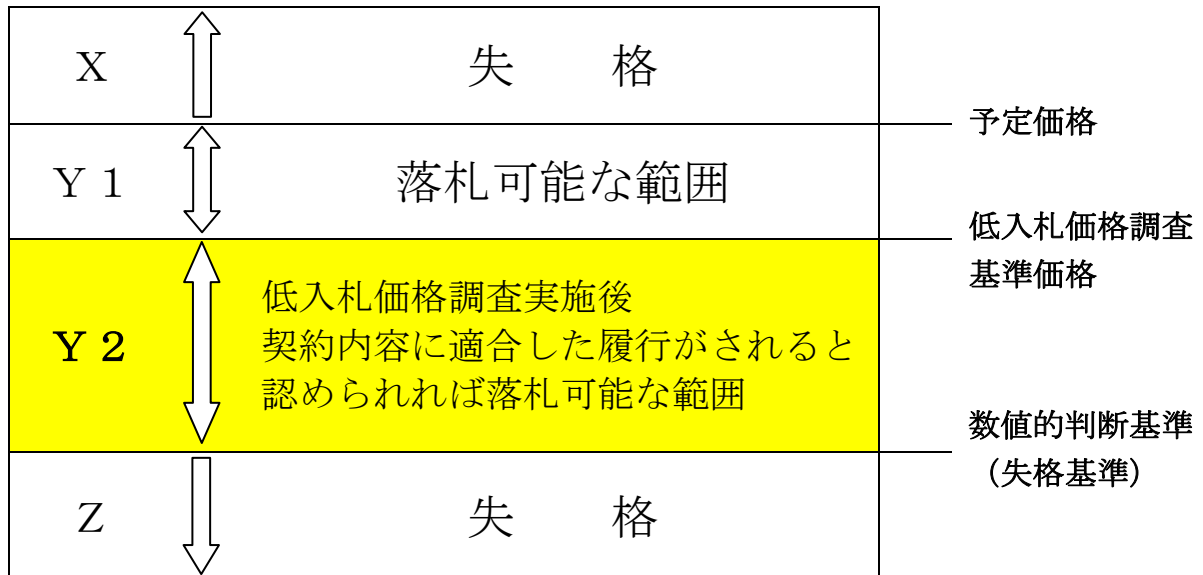


【令和4年9月1日 改訂分】

低入札価格調査制度（総合評価適用分）



- ① 予定価格を超過したもの (X枠内) は失格とし、予定価格の制限の範囲内で入札をしたものについて、総合評価を行います。
- ② 総合評価により、最高評価値をもって入札を行ったものが、予定価格と低入札価格調査基準価格の範囲内 (Y 1枠内) で入札している場合は、落札者となります。
- ③ 総合評価により、最高評価値をもって入札を行ったものが、数値的判断基準（失格基準）を下回って (Z枠内) 入札している場合は、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると判断し、失格とします。
- ④ 総合評価により、最高評価値をもって入札を行ったものが、低入札価格調査基準価格と数値的判断基準（失格基準）の範囲内 (Y 2枠内) で入札している場合は、調査対象者として **低入札価格調査を実施** します。
この調査に基づき、契約内容に適合した履行がされると判断された場合は、落札者となります。（調査項目については 別紙（調査項目） を参照）
一方で、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると判断された場合は、落札者とせず、総合評価による次の順位者について、同様に確認していきます。

低入札価格調査基準価格

- ① まず、基準値（A）を計算します。

$$A = \text{直接工事費の 97\%} + \text{共通仮設費の 90\%} + \text{現場管理費の 90\%} + \text{一般管理費の 68\%}$$

※上記計算に用いる直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費は市の設計金額です。
(それぞれ対応する率を掛けて計算した値に 1 円未満の端数が生じた場合は、切捨てとします。)

- ② 次に、Aを設計金額（消費税相当額を除く）で割り、低入札価格調査基準価格率を計算します。

$$\frac{A}{\text{設計金額 (消費税相当額を除く)}} = \text{低入札価格調査基準価格率}$$

(百分率で小数点 3 位以下を切り捨て)

(ただし、上記で計算した低入札価格調査基準価格率が 75%未満となった場合は低入札価格調査基準価格率を 75%に引き上げ、また、92%以上となった場合は、低入札価格調査基準価格率を 92%に引き下げるものとします。)

- ③ 最後に、予定価格（入札書比較価格）に低入札価格調査基準価格率を掛けると低入札価格調査基準価格になります。

$$\text{低入札価格調査基準価格} = \text{予定価格 (入札書比較価格)} \times \text{低入札価格調査基準価格率}$$

(入札書比較価格) (※低入札価格調査基準価格は 1,000 円未満切捨てとします。)

数値的判断基準（失格基準）

- ① まず、基準値（B）を計算します。

$$B = \text{直接工事費の 97\%} + \text{共通仮設費の 90\%} + \text{現場管理費の 90\%} + \text{一般管理費の 30\%}$$

※上記計算に用いる直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費は市の設計金額です。
(それぞれ対応する率を掛けて計算した値に 1 円未満の端数が生じた場合は、切捨てとします。)

- ② 次に、Bを設計金額（消費税相当額を除く）で割り、数値的判断基準（失格基準）率を計算します。

$$\frac{B}{\text{設計金額 (消費税相当額を除く)}} = \text{数値的判断基準 (失格基準) 率}$$

(百分率で小数点 3 位以下を切り捨て)

(ただし、上記で計算した数値的判断基準（失格基準）率が 87%を超える場合は、87%に引き下げるものとします。)

- ③ 最後に、予定価格（入札書比較価格）に数値的判断基準（失格基準）率を掛けると数値的判断基準（失格基準）になります。

$$\text{数値的判断基準 (失格基準)} = \text{予定価格 (入札書比較価格)} \times \text{数値的判断基準 (失格基準) 率}$$

(※数値的判断基準（失格基準）は 1,000 円未満切捨てとします。)

注) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の各費用が計上されていることが必要です。

低入札価格調査制度（総合評価適用分）

別紙(調査項目)

調 査 項 目		提出様式	備 考
(1)	その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書	直接工事費内訳書（金抜設計書に対応する積算内訳書とし、様式は任意） 様式 1、様式 1-1、様式 1-2、様式 1-3	(1)～(10) 調査対象通知日の翌日から起算して <u>7 日以内</u> （最終日は午後 5 時まで）に提出してください。 ※提出期限日が土日・祝日の場合、次の最初の平日を提出期限とします。 提出期限内に資料の提出が無い場合は失格となります。 提出された資料の訂正又は差替え、追加等は認めません。 提出された資料は返却しません。 資料の内容について、必要に応じて事情聴取を行うことがあります。 ※様式 1-1 は（土木用）と（建築用）にご注意ください。
(2)	調査対象工事付近における手持工事の状況	様式 2	
(3)	調査対象工事に関連する手持工事の状況	様式 3	
(4)	資材購入先及び購入先と入札者との関係	様式 4-1、様式 4-2	
(5)	使用予定機械	様式 5	
(6)	過去に施工した公共工事名、発注者及び工事成績	様式 6	
(7)	下請業者の概要	様式 7	
(8)	技術者	様式 8	
(9)	会社従業員	様式 9	
(10)	経営内容	貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書など直近 3 年間の決算状況資料	
(11)	経営状況	必要に応じて連絡します	(11)～(13) 必要に応じて書類の提出等を求めることがあります。
(12)	信用状況	必要に応じて連絡します	
(13)	その他必要な事項	必要に応じて連絡します	

※様式 1～9 に関しては、丸亀市のホームページからダウンロードして提出してください。

※調査項目(11)～(13)に関する提出物等は、必要に応じて担当者より連絡させていただきます。

《工事費内訳書の作成に当たっての留意事項》

- ・入札者が提出した工事費内訳書を適正に判断するため、工事費内訳書は、設計図書で示した積算体系及び項目により作成してください。
- ・工事費内訳書に記載する工事価格（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額）を算出した後の、千円以上の端数処理及び値引きは認めません。